

經濟論叢

第九十七卷 第一號

穂積文雄教授記念號

| | | |
|---------------------|-----------|-----|
| 献 辞 | 岸 本 英 太 郎 | |
| 日露戦争・第1次大戦間の日本経済 | 堀 江 保 藏 | 1 |
| 社会思想一論 | 出 口 勇 藏 | 22 |
| トマス・モア『ユートピア』分析の視角 | 伊 達 功 | 39 |
| 島の農業について—覚書— | 野 木 稔 郎 | 57 |
| 歴史における為政者の役割について | 伊 藤 幸 一 | 75 |
| 王安石新法の貨幣的側面 | 桑 田 幸 三 | 92 |
| イギリス労働組合運動における1889年 | 前 川 嘉 一 | 110 |
| ロックの道德哲学と教育思想 | 平 井 俊 彦 | 127 |

穂積文雄 教授 略歴・著作目録

昭和四十一年一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

イギリス労働組合運動における1889年

前川 嘉 一

I

19世紀において、イギリス近代労働組合の確立ならびに発展を示す指標年次を指摘するとすれば、視角によって相異があるにせよ、いずれにしても1851年および1889年を欠かすことはできないであろう。いうまでもなく、1851年はクラフト・ユニオン(craft union)の典型といわれる合同機械工組合(A. S. E.)が設立した年である。周知のとおり、A. S. E. の設立はイギリス産業資本体制の確立に対応する組合体制確立化の基準点としての座標に位するもので、この組合の設立が基軸となって、その後クラフト・ユニオンの組合体制は一般化した。それは熟練労働者が部分的独占権を組織して、彼らの特権的利潤を維持、確保してゆく体制であって、当時の生産体制¹⁾に対応した賃労働の構造、すなわち、熟練労働者が中核の、いわゆる基幹労働力として位し、それが徒弟を従属支配し、不熟練労働者を間接的労働に従事する下部階層に位置づけるものであったが、かかる賃労働の階層秩序²⁾の上に形成されたものである。したがって、1851年は、熟練労働者が一方において資本の機能に対抗し、他方において徒弟ならびに不熟練労働者を自己の体制下に編成、秩序づけて、組織的に自らの主体性を確立し、そして近代イギリス労働組合運動を展開してゆくことになった年である。

これに対し、1889年はこれまた周知のところであるが、ロンドン・ドック・

1) 受註型生産 (jobbing type of production) あるいは組別生産 (batch production) が支配的であり、general shop が一般的であった。

2) 熟練労働者 (skilled worker) を頂点とし、彼らは徒弟を従え、直接生産部門を担当し他に、間接、乃至補助労務に labourer が位し、それは boy より昇進するもので、これら両系統には仕事分野の相異、社会的地位の相異があり、全体として賃労働者の熟練労働者を中核とするヒールキーが形成されていた。

ストライキ、そしてその運動過程で組織された「ドック・波止場・河岸および一般労働者組合」(Dock, Wharf, Riverside and General Workers' Union, D. W. R. G. W. U.) の結成³⁾に集中的にあらわれたように、不熟練労働者が労働組合運動の担い手として新しく登場し、従来米の支配的な組合運動理念とは異なる組合運動方向を提起することになった年である。いわゆる新組合主義(New Trade Unionism)の抬頭である。それは技術的変化を伴う資本蓄積の発展によって生じた賃労働の変化(熟練の分解、したがって熟練労働者層の比重の減少、低熟練労働者層の比重の増大)、この変化に即応した資本の全面的な賃労働の把握(賃労働に対する全面的な資本の直接的規制)、そして従来米の組合機能の限界という諸要因から生ずべくして生じたものである。この意味において 1889 年は組合運動の主体構成に転換をもたらすとともに、旧組合主義から新組合主義への転化を示す年として注目されているのである。

上述のとおり、A. S. E. の設立とロンドン・ドック・ストライキならびに D. W. R. G. W. U. の設立は、それぞれ近代イギリス労働組合運動の確立、発展の上で、いずれも画期的な歴史的意義をもつものであり、したがって 1851 年ならびに 1889 年に注意が払われざるをえないのである。しかしこれらは労働組合運動における確立、発展の全体的な移行体制を底辺にもって集中的に展開され、そしてそれが逆に組合体制に影響を及ぼすことになって典型視されるものである。したがって 1851 年 = A. S. E. の設立、1889 年 = ロンドン・ドック・ストライキならびに D. W. R. G. W. U. の設立という典型的の把握は当時の全構造的な運動体制のなかで位置づけられてはじめて歴史的認識に役立つことになる。このような意味において、本稿は 1889 年に限定して、1889 年をロンドン・ドック・ストライキならびに D. W. R. G. W. U. の設立に集約してみるのではなくて、イギリス労働組合運動の全構造体制から検討を加えて、この段階における労働組合運動の移行乃至転換を考える場合の補いとして、これが本稿の目的である。

この意味から、1889 年の労働組合運動はロンドン・ドック・ストライキを頂

3) 拙著「イギリス労働組合主義の発展」第 2 章参照。

点とはするが、その底辺にあってはどのような運動実態を示すものであったか、これを商務省への「1889年のストライキならびにロック・アウトに関する報告」⁴⁾を中心にして、労働諸階層すなわち、熟練労働者、不熟練労働者、徒弟および婦人労働者の階層別にもとづいて明らかにしたい。そして、その実態がどのような特徴をもつものであるかを検討したい。1889年を基軸にするイギリス労働組合運動の移行乃至は転換の形態を考える上で、これが補足的役割を果たすことになると思うからである。

II

1889年は労働争議件数で前年より倍加し、それらの運動展開の結果は翌1890年の組合員数統計に飛躍的増大⁵⁾としてあらわれ、明らかに1889年を労働組合運動の昂揚した年と判断してよい。その昂揚を惹きおこした基本的要因は何であったか。長期にわたって継続した大不況(Great Depression)期(1873年～1896年)における一時的な景気上昇の局面に1889年が条件づけられていたことにある。独占への移行期における景気変動の特別の条件、これが1889年に全体的な労働組合運動の昂揚をもたらした主要な要因である。すでに1870年代後半からはじまった大不況のもとで、失業の累積、労働条件の低落を伴う全面的な労働生活条件の慢性的悪化が生みだされ、したがってその影響をより強く受けた失業者ならびに不熟練労働者から漸次、抵抗が組織化されつつあった。この先行条件をもって、87年からの景気回復が88年とつづき、特に88年終りから89年を通じて好況局面を迎え、一般的に労働市場は労働者にとって有利になった。この事情にもとづいて、89年に労働組合運動の集中的な展開をみることになったのである。この意味において、1889年の労働組合運動の検討は、特に75年以降の客観的、主体的条件を考えないわけにいかない⁶⁾とともに、また、89

4) *Report on the Strikes and Lock-outs of 1889*, by the Labour Correspondent to the Board of Trade, 1890 は労働争議に関する最初の官庁調査報告である。

5) T. U. C. 所属労働組合員数、1888年……816,994人、1889年……835,055人、1890年……1,470,191人(B. C. Roberts, *The Trades Union Congress*, p. 379)。

6) Great Depressionのもとにおける諸条件については拙著「イギリス労働組合主義の発展」第1章において概観したので、本稿では論じない。

年の好況局面を反映した労働市場の条件に視点をおかねばならない。

D. G. H. コール (D. G. H. Cole) は 89 年の経済的条件とその労働運動との関係をつぎのように概観している。「景気は好況であって、70 年代初期以後の好景気よりもさらによかった。大不景気は全く終わったように見え、失われた市場は回復された。実際、農業を除くすべての産業は繁栄していた。失業は約 2% に下り、1889 年、1890 年を通じてこの水準を維持した。それゆえ前進的な労働運動を行うには大いに有望であった」⁷⁾ と。たしかに従来の労働力の過剰は、87 年からの景気回復を反映して、88 年を通じて失業率は漸次低下し、特に 88 年末からはその傾向は顕著になっていることを熟練労働者については次の失業率統計から知るのである。

熟練労働者の失業率の推移(%)

| 月 | 1887年 | 1888年 | 1889年 |
|------|-------|-------|-------|
| 1 月 | 9.9 | 6.8 | 3.3 |
| 2 月 | 10.3 | 7.8 | 3.1 |
| 3 月 | 8.5 | 7.0 | 2.8 |
| 4 月 | 7.7 | 5.7 | 2.2 |
| 5 月 | 6.8 | 5.2 | 2.0 |
| 6 月 | 8.5 | 4.8 | 2.0 |
| 7 月 | 8.0 | 4.6 | 1.8 |
| 8 月 | 8.5 | 3.9 | 1.7 |
| 9 月 | 8.3 | 4.8 | 2.5 |
| 10 月 | 7.5 | 4.4 | 2.1 |
| 11 月 | 8.6 | 4.4 | 1.8 |
| 12 月 | 8.5 | 3.1 | 1.5 |

Report on the Strikes and Lock-outs of 1889, by the Labour Correspondent to the Board of Trade, p. 3.

好況局面に際し、全産業分野において一般に労働需要が喚起されたにせよ、この期の一時的な好況への転化が生産財生産部門、すなわち金属、機械工業、鉄鋼業ならびに造船業を中心とするものであれば⁸⁾、当然これらの部門において労働需要が著しく増加することになった。「報告」が 1889 年の労働需給について「いくつかの場合において需要が大いに供給を超過した」⁹⁾ というのも主として上記の部門のことである。たとえば鉄鋼業においては、銑鉄部門における労働力不充足が顕著であった。鉄鋼業の構造変化、すなわち銑鉄部門から鋼鉄部門へ

7) D. G. H. Cole, *A Short History of the British Working-class Movement, 1789-1947*, 邦訳, I, 192 ページ。

8) 入江節次郎著「独占資本イギリスへの道」88 ページ、ここで 87 年からの景気回復の原因は、(1) アメリカでの鉄道建設ブーム、(2) 海外投資 (南アフリカ、オーストラリア、アメリカ合衆国、アルゼンチンなどへ) の喚起によって重工業製品の輸出需要が生じたことであると考へられている。

9) *Report on the Strikes and Lock-outs of 1889*, p. 4.

の比重の移行はすでに労働者の部門間移動を促進していたのであって、銑鉄部門の必要とする追加労働力——とくに熔解工 (puddler)——に労働供給は対応できなかった。造船業においても多数の企業が労働力不足の故に予定期間での仕事遂行が困難という実態を示していたようである¹⁰⁾。たとえば造船、ボイラー製作部門の失業率は1889年3月において僅か0.85%であり、これは完全雇用状態だといって差支えなく、上記の報告内容はあながち誇張した表現ではない。因みに金属造船機械工業の年平均失業率はつぎのようであった。1885年……12.9%, 1886年……13.5%, 1887年……10.4%, 1888年……6.0%, 1889年……2.3%¹¹⁾。

ところで、労働需要の増加は熟練職種のものに限ってはいない。あらゆる種類の労働に対して需要が増大したのであって、それは当然不熟練労働者にも及んだものと考えねばならない。ペリング (Henry Pelling) もロンドン・ドック・ストライキに関連して「1889年の盛夏のころ、珍らしくも、完全雇用の状態にあった」¹²⁾と記述している。

このように、1889年を通じて、労働需要は産業部門によって程度の差はあれ、熟練、非熟練の階層の別なく全体的に増加し、労働者にとっては有利な労働市場の条件が形成されていたと考えてよく、したがってこれはまた1889年の労働組合運動に有利な条件として作用することになる。しかし問題はこれら労働供給関係の好転が恒久的なものとは決して考えられず、やがて一時的繁栄の終末とともに失業の脅威が生ずるのであると感じとられていたことである。それだけにこのときの有利な条件をできるかぎり生かして運動に消化しなければならなかった。では、労働者の諸階層がこの条件を如何に運動に消化したかに検討を加えていきたい。

III

イギリスにおける1889年が長期に亘って継続する大不況期のなかにあること、

10) *Ibid.*, p. 4.

11) William H. Beveridge 「産業組織と失業問題」邦訳, 59-61ページ。

12) Henry Pelling, *A History of British Trade Unionism*, 邦訳, 107ページ。

しかし89年そのものは一時的な好況時であることに対応して、89年時のイギリスの労働者は、一つは産業繁栄期以後の生活条件の停滞乃至は低落しつづけてきた事情、一つは経済的譲歩を確保できる経済条件ならびに労働需給の有利な条件から、いわばいままで失ってきた生活諸条件を回復し、その何らかの改善を強く意図して活動したのは当然のことである。しかし他方において、独占移行期の一時的な繁栄時にあって、資本はたとえ経済的に譲歩する条件をもっているにせよ、自らの体制強化の必要に迫られており、それは賃労働に対しては直接的な統轄、規制を行おうとする強い欲求をもっていた。したがって、この労資の緊張した対抗関係のもとでの労働者の要求活動であれば、それは、例外的場合¹³⁾を除いて、多くの場合争議行為(ストライキ)にまで発展することになったのである。それ故、89年の争議行為を検討することによって労働組合法制の動向を明らかにすることもできるであろう。

1889年の労働争議件数は、B. R. ミッチェル(B. R. Mitchell)の算出によれば¹⁴⁾、アイルランドのものを含めて1,211件であって、88年の517件の2倍を越える著しい増加を示している。しかし、これからは主要業種部門別争議件数を知りうるのみであって争議行為の内容分析のための資料たりえず、したがって以下バーネット(J. Burnett, Labour Correspondent)が1890年行った調査にもとづいて考えてみることにしたい。

労働争議に関する統計としては、はじめてシステマチックに資料を収集、整備して作成したものだけに、その調査結果の1,145件のストライキ件数は正確度の高いものといわなければならない。しかしこれにはつぎのような限定がある。すなわち、1889年中にストライキにあった労働者の雇主の方には質問(A)……1,026がおくられ、他方同年中にストライキにたづさわったと思われる組合員の組合幹部へは質問(B)……571がおくられて、それらの解答を整合して作られたものであるが、未解答やストライキに直接関係していた組合役員のなか

13) 調停乃至は仲裁委員会あるいはスライディング・スケールが制度化していた職種。

14) B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, p. 71.

でもその名前及び住所が不詳で照会ができず、この意味において調査の限界がみられたのである。にもかかわらず一応の正確度をこの調査に考えてよいであろう。すでにのべたように1889年のストライキ総件数は、1,145件となっているが（これは企業所単位の算定ではなく、もし企業所単位で考えれば3,164件であると述べている）¹⁵⁾、これがどのような職種別分布を示しているのであろうか。

職種別ストライキ件数と比率 (1889年)

| | (件) | (%) | | (件) | (%) |
|----------|-----|------|----------------|-------|-------|
| バスケット製造業 | 1 | 0.1 | 鉱業労働者 | 129 | 11.3 |
| 醸造業 | 17 | 1.5 | 油および絵具製造業 | 1 | 0.1 |
| 刷毛・櫛製造業 | 7 | 0.6 | 製紙業 | 3 | 0.3 |
| 建築業 | 81 | 7.1 | 陶器製造業 | 3 | 0.3 |
| 家具製造業 | 11 | 1.0 | 印刷業 | 25 | 2.2 |
| 製薬業 | 8 | 0.6 | 食料品製造業 | 35 | 3.1 |
| 衣服製造業 | 44 | 3.8 | 清掃業 | 11 | 1.0 |
| 桶製造業 | 3 | 0.3 | 製塩業 | 1 | 0.1 |
| 新割り工 | 1 | 0.1 | 水夫・河・ドック・沿岸労働者 | 132 | 11.5 |
| ガス製造業 | 7 | 0.6 | 繊維業 | 223 | 19.5 |
| ガラス製造業 | 2 | 0.2 | 煙草製造業 | 7 | 0.6 |
| 家庭用品製造業 | 2 | 0.2 | 運輸業 | 52 | 4.5 |
| 消しゴム製造業 | 1 | 0.1 | 給仕人 | 1 | 0.1 |
| 野菜栽培労働者 | 1 | 0.1 | 倉庫業 | 1 | 0.1 |
| 金属業 | 328 | 28.6 | | | |
| 製粉工 | 7 | 0.6 | 総計 | 1,145 | (100) |

Number of Strikes in the Different Trades, *Report*, pp. 25-26 より作成。

ストライキ件数の多い職業部門からあげるとすれば、金属業の328、繊維業の223、水夫・河・ドック・沿岸労働者の132、そして鉱業労働者の129となり、さらに建築業の81が続いている。これら5職業部門を総計すれば883件にも達し、それは総件数1,145件の78%を占めることになる。換言すれば、残余の22%の262件が25職業部門間に細まかく分れていることになるわけである。ここで付記しておかなければならないことは件数の多い部門でも、そのうちの特定職種に集中していることである。まず繊維業よりみてゆけば、ストライキ件数

15) *Report*, p. 26.

の集中的に表われているのは棉業工 (137件) であるということ、次の金属業の場合も同様であって、造船工 (107件)、機械工 (77件) がその中心であり、鉱業の場合はいうまでもなく殆んどすべてと云っていいほど炭鉱労働者のストライキ (111件) である。

ところで、通常 1889 年のイギリス労働運動を印象づけるものはロンドン・ドック・ストライキである。たしかにそれは、それだけの劇的争議であったが、上記のストライキ 1,145 件のうちこれに関連するものは、水夫・河・ドック・沿岸労働者の 132件 (11.5%) である。しかもこのうち 5 件は 1889 年前半期で、いわゆるロンドン・ドック・ストライキに先行して生じたものであり¹⁶⁾、ロンドン・ドック・ストライキに関して他職業に生じた同情ストをすべて合算するにしても、150 件には達しない。すなわち、1889 年におきたストライキの 13% 少々にしかあたらないのである。したがって当然のことながら 1889 年のストライキの約 87% がロンドン・ドック・ストライキ以外のこととなる。

かくして、1889 年の労働争議は不熟練労働者の部門に限ったものでなく、一時的好況局面を反映して各部門において全面的に運動の昂揚を示すものであった。とくに重工業化がイギリス資本主義再編の中心的課題であれば、これがまた労働需給関係を通じて労働争議の実態にも反映したのである。ところで、労働争議に量的比重をもつ職種分野は繊維、金属をはじめ、いわゆる従来のクラフト・ユニオンが賃労働を規制してきた分野であるが、これらの運動内容をどのように理解すべきであろうか。それはクラフト・ユニオンによる繁栄期の運動昂揚という従来とは変らないものであるのか、それとも繁栄期における運動の復活という過程をとりながらも内容的にそれ自体変化しているものであろうか、これを明らかにすべきであるが、今少し、この従来のイギリス労働組合の伝統を受けつぐ分野での運動昂揚、そして他方未組織の worker ならざる labourers の運動展開という二面性をもって全面的な高まりを示した 1889 年争議を、主体の階層別という視点から、さらに検討を加えてゆきたい。

16) ロンドン・ドック・ストライキは 1889 年 8 月 12 日からである。

IV

賃金労働者の階層は熟練労働者 (skilled workmen), 徒弟 (apprentices), 不熟練労働者 (unskilled worker.....laboureres) ならびに少年労働者 (young persons) から成立っていた。周知のとおりクラフト・ユニオンは熟練労働者によって、彼らの雇傭と標準的労働条件を維持、確保するための組織体であった。ところで1889年の1,145件の労働争議の主体はこの階層別視点からみて果たしてどのようなであったか。未組織者の運動ということから、不熟練労働者の参加度が大きくなっていることは当然考えられることであるが、これを実態のなかで正確に把持してゆきたい。このために職種別にストライキ参加人員の階層別を明かにしておく。

職種別階層別ストライキ参加人員数 (1889年)

| | 熟練労働者 | 不熟練労働者 | 婦人労働者 | 徒弟及少年労働者 | 計 | 備考 |
|----------|-------|--------|-------|----------|-------|--|
| バスケット製造業 | 9 | — | — | — | 9 | |
| 醸造業 | 34 | 89 | — | — | 123 | |
| 刷毛・櫛製造業 | 172 | — | 50 | — | 222 | |
| 建築業 | 1,976 | 2,166 | 68 | 24 | 4,234 | 熟練・不熟練未区分のもの555, 総計4,789 |
| 家具製造業 | 916 | 350 | — | — | 1,266 | |
| 製菓業 | 9 | 1,024 | — | — | 1,033 | 熟練・不熟練未区分のもの150, 婦人・徒弟・少年未区分のもの562, 全体未区分のもの110, 総計7,181 |
| 衣服製造業 | 4,563 | 1,220 | 467 | 109 | 6,359 | |
| 桶製造業 | 118 | — | — | — | 118 | |
| 薪割り工 | — | 5,000 | — | — | 5,000 | |
| ガス製造業 | 1,125 | 2,681 | — | — | 3,806 | 熟練・不熟練未区分のもの679, 総計4,585 |
| ガラス製造業 | 123 | — | — | — | 123 | |
| 家庭用品製造業 | — | — | — | 50 | 50 | 熟練・不熟練未区分のもの20, 総計70 |
| 消しゴム製造業 | — | 380 | — | — | 380 | |

| | | | | | | |
|-------------------|--------|--------|--------|-------|---------|--|
| 野菜栽培労働者 | — | — | — | — | — | 不詳 熟練・不熟練未区分の もの4,600, 全体未区分 のもの20,150, 総計 58,575 |
| 金属業 | 18,669 | 13,037 | 601 | 1,518 | 33,825 | |
| 製粉工 | 132 | 507 | 15 | 40 | 694 | 熟練・不熟練未区分の もの9,459, 全体未区分 のもの7,670 総計30,075 |
| 鉱業労働者 | 6,467 | 4,843 | — | 1,636 | 12,946 | |
| 油および絵具製造業 | — | — | — | — | — | 熟練・不熟練未区分の もの133, 総計133 |
| 製紙業 | 73 | 15 | — | 18 | 106 | |
| 陶器製造業 | 20 | — | 6 | 6 | 32 | |
| 印刷業 | 15 | 902 | — | 87 | 1,004 | |
| 食料品製造業 | 4,710 | 150 | — | 40 | 4,900 | |
| 清掃業 | — | 1,061 | — | — | 1,061 | |
| 製塩業 | — | 10 | — | — | 10 | |
| 水夫・河・ドック 沿岸労働者 | 44,039 | 61,724 | — | 3 | 105,766 | 熟練・不熟練未区分の もの2,000, 熟練・不熟 練・婦人未区分のもの 320, 婦人・徒弟未区分 のもの1,006, 全体未区 分のもの6,594, 総計 33,057 |
| 繊維業 | 4,146 | 1,149 | 15,656 | 2,186 | 23,137 | |
| 煙草製造業 | 42 | — | 117 | — | 159 | |
| 運輸業 | 459 | 2,985 | — | 140 | 3,584 | |
| 給仕人 | — | 10 | — | — | 10 | |
| 倉庫業 | — | 500 | — | — | 500 | |
| 計 | 87,817 | 99,803 | 16,980 | 5,857 | 210,457 | |

Report, Table II より作成。

熟練労働者, 不熟練労働者, 婦人労働者そして徒弟乃至少年労働者と明らかに区分され, 算定され得るもののみ限定して, ストライキ参加人員をみれば, その数はそれぞれ87,817人, 99,803人, 16,980人, 5,857人であって総計210,457人となる。それぞれの比率は41.2%, 47.4%, 8.1%, 3.3%である。したがって不熟練労働者は熟練労働者を上廻り, 全体のほぼ半数を占めているといつてよい。これは職種別にみても30職種のうち14職種で不熟練労働者が熟練労働者をこえている事実とも対応する。また, 婦人労働者が約8%の比率をもってかなり多数ストライキの直接的担い手としてすでに登場していることは注目し

てよい。このように不熟練労働者ならびに婦人労働者の運動主体としての比重の増加を認めるにしても、熟練労働者がなお約41%を占めていることは、ストライキに至らず調停、仲裁等の方法によって問題を解決したものがすべて熟練労働者であれば、これをふくめて考える場合、熟練労働者の労働組合運動における地位を軽視することは許されない。いわば、熟練労働者と不熟練労働者の二重構造が、1889年の運動の主体として明らかに示されているとみてよいであろう。この二重性は各職種部門においてもみられるところであって、例えば熟練労働者によって従来主として占められていた金属業においてすら不熟練労働者が相半ばして運動を担っている。したがって従来未組織で、新たに不熟練労働者によって運動が強力に展開されることになった部門、と既存の熟練労働者の職種部門との二重構造の意味に限らず、後者の、すなわち既存の熟練労働者の部門においても不熟練労働者が運動主体としてあらわれ、ここにも二重構造を示しているのである。これらの二重構造的な運動がいかなる内容をもつものであるか。われわれは1889年のストライキが何を問題として展開されたか、すなわちその原因と目的に問題をうつしたい。

V

「報告」によって総括されている1889年のストライキ1,145件の原因乃至目的ならびに結果はつぎのようである。

| 原因乃至目的 | 全 数 | 成 功 | 部 分 的 成 功 | 不 成 功 | 結 果 不 明 |
|-----------------------|-----|-----|--------------|-------|---------|
| 賃金引きあげ | 619 | 299 | 195 | 66 | 59 |
| 賃金引きあげと他の譲歩 | 149 | 43 | 95 | 10 | 1 |
| 賃金引き下げ反対 | 45 | 12 | 8 | 20 | 5 |
| 賃金の、現在過去の調整に関する争議 | 36 | 20 | 10 | 4 | 2 |
| 作業、時間、材料等の条件に関する不満 | 139 | 62 | 31 | 42 | 4 |
| 作業条件の変更に反対 | 41 | 16 | 9 | 15 | 1 |
| 出来高、作業等に関する労働者の等級間の争議 | 18 | 9 | 4 | 3 | 2 |

イギリス労働組合運動における 1889 年

(121) 121

| | | | | | |
|-------------------------------|-------|-----|-----|-----|----|
| 組合の規約および原則の採用ならびに防衛と組合員の防衛のため | 29 | 5 | 2 | 17 | 5 |
| 労働者仲間の防衛乃至異議 | 29 | 7 | 6 | 12 | 4 |
| 上役に対する不満 | 12 | 3 | 1 | 8 | — |
| 上役を守るため | 3 | — | — | 3 | — |
| 広まるストライキについて同情乃至威迫 | 20 | — | 7 | 5 | 8 |
| 原因不明 | 5 | — | — | 2 | 3 |
| 計 | 1,145 | 476 | 368 | 207 | 94 |

この集計によって明らかなように、賃金引きあげに関するストライキは 768 件であって、全体の 67% を占め、そのうち 342 件は成功し、290 件は部分的な成功で、その比率は併せるならば 71.8% になる。1889 年の労働市場の条件から考えて当然の結果ともいえよう。

第 2 の問題点は作業、時間ならびに材料の条件変更に対する不満より生じたストライキがかなり多いということである。これは主として繊維部門においてあらわれている。企業による直接的な工程管理、材料管理がすすめられてきたのに対応して、この材料の悪質化に対する労働者の抵抗がとくに棉業においてはストライキにまで発展しているのである。そしてそれらは約半数の 47.9% が完全な形で解決され、19.7% が部分的に（すなわち手持材料がなくなれば今後使用しないと、調査を確約して妥結するなどその一例である¹⁷⁾）、解決されている。

第 3 の問題点は同情ストライキがかなり生じていることである。その成功の当否は別としても、ロンドン・ドック・ストライキを中心として不熟練労働者相互の連帯意識にもとづく同情ストライキの組織化が生れていることはイギリス労働組合運動において画期的ともいふべきであろう¹⁸⁾。ここでわれわれはこの

17) *Report*, pp. 66-67.

18) 同情ストライキの考え方については「労働騎士団」(the Knights of Labour)のイギリスにおける影響が考えられるようである。Henry Pelling, *A History of British Trade Unionism*, 邦訳, 104ページ参照。

ような総括的な把握からすすんでさらに、1889年のストライキの原因乃至目的を特定の職種部門においてさらに検討を加えておきたいが、紙幅の関係上ここでは除き、主として熟練労働者によって占められている金属等(metal trade)の機械部門(engineering)のストライキ全数76件について明らかにしておきたい。

機械部門争議実態

| No. | 熟練労働者 | 不熟練労働者 | 婦人労働者 | 徒弟乃至少年労働者 | ストライキの目的 |
|--------|-------|--------|-------|-----------|----------------------|
| No. 1 | — | — | — | — | 賃金引きあげ |
| No. 2 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 3 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 4 | — | — | — | — | 週1シリングの賃金引きあげ |
| No. 5 | 76 | — | — | — | 同上 |
| No. 6 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 7 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 8 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 9 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 10 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 11 | 35 | — | — | — | 同上 |
| No. 12 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 13 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 14 | 36 | — | — | — | 夜勤手当1¼倍より1½倍への賃金引きあげ |
| No. 15 | — | 260 | — | — | 週2シリングの賃金引きあげ |
| No. 16 | 699 | — | — | — | 同上 |
| No. 17 | | | | | |
| No. 18 | | | | | |
| No. 19 | | | | | |
| No. 20 | | | | | |
| No. 21 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 22 | — | 50 | — | — | 時間¼ペンスの賃金引きあげ |

| | | | | | |
|--------|-----|----|---|----|------------------------|
| No. 23 | 6 | 5 | — | — | 2 シリングの賃金引きあげ |
| No. 24 | | | | | |
| No. 25 | — | — | — | — | 基準賃率の引きあげ |
| No. 26 | 13 | 9 | — | — | 時間短縮 |
| No. 27 | 45 | — | — | — | 不熟練労働者が特定機械に充用されることに反対 |
| No. 28 | 40 | 23 | — | — | 10%賃金引きあげ |
| No. 29 | 33 | — | — | — | 2 シリングの賃金引きあげ |
| No. 30 | — | — | — | — | 10%賃金引きあげ |
| No. 31 | 80 | 5 | — | 35 | 同上 |
| No. 32 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 33 | 180 | — | — | — | 同上 |
| No. 34 | 20 | 5 | — | — | 同上 |
| No. 35 | 24 | 6 | — | — | 同上 |
| No. 36 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 37 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 38 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 39 | 24 | 8 | — | 5 | 同上 |
| No. 40 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 41 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 42 | 80 | — | — | — | 同上 |
| No. 43 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 44 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 45 | — | 24 | — | 10 | 賃金引きあげとドッカーへの同情 |
| No. 46 | — | 14 | — | 6 | 同上 |
| No. 47 | — | 86 | — | — | 同上 |
| No. 48 | — | 30 | — | — | 同上 |
| No. 49 | — | — | — | — | 同上 |
| No. 50 | — | 92 | — | — | 同上 |
| No. 51 | — | — | — | — | 懸案事項の解決 |

| | | | | | | | | | |
|--------|-----|----|---|----|--------------------------|-----|---|---|----|
| No. 52 | — | 27 | — | — | 同情 | | | | |
| No. 53 | — | — | — | — | 同上 | | | | |
| No. 54 | } | | | | 残業手当増加と時間短縮 | | | | |
| No. 55 | | | | | 同上 | | | | |
| No. 56 | | | | | 同上 | | | | |
| No. 57 | | | | | 同上 | | | | |
| No. 58 | | | | | 同上 | | | | |
| No. 59 | | | | | 300 | 400 | — | — | 同上 |
| No. 60 | | | | | | | | | 同上 |
| No. 61 | | | | | | | | | 同上 |
| No. 62 | | | | | 同上 | | | | |
| No. 63 | | | | | 同上 | | | | |
| No. 64 | | | | | 同上 | | | | |
| No. 65 | 40 | — | — | — | 時間 1/2 ペンス賃金引きあげ | | | | |
| No. 66 | — | — | — | — | 同上 | | | | |
| No. 67 | 105 | — | — | — | 同上 | | | | |
| No. 68 | 85 | — | — | — | 同上 | | | | |
| No. 69 | 72 | — | — | — | 同上 | | | | |
| No. 70 | 18 | — | — | — | 出来高給導入反対 | | | | |
| No. 71 | 319 | 30 | — | 17 | 出来高給の導入, 残業, 不熟練労働者の雇用反対 | | | | |
| No. 72 | 158 | 12 | — | 8 | 同上 | | | | |
| No. 73 | 75 | — | — | — | 賃金引きあげ | | | | |
| No. 74 | — | — | — | — | 週1シリング賃金引きあげ | | | | |
| No. 75 | — | — | — | 9 | 同上 | | | | |
| No. 76 | 71 | 1 | — | — | 出来高給反対 | | | | |

Report, pp. 45-47, 79-80 より作成。

以上が機械職種部門のストライキ76件の目的の全内容である。したがって、これはつぎのように整理できる。

| | | | |
|-----------------------------|-----|----------------|-----|
| 賃金引きあげ | 11件 | 残業と時短 | 11件 |
| 週1シリングの賃金引きあげ | 12件 | 出来高給反対 | 2件 |
| 週2シリングの賃金引きあげ | 18件 | 出来高給反対及対不熟練労働者 | 2件 |
| 10%の賃金引きあげ | 8件 | 対不熟練労働者 | 1件 |
| 時間 $\frac{1}{2}$ ペンスの賃金引きあげ | 5件 | 賃上げと同情スト | 6件 |
| 時間 $\frac{1}{4}$ ペンスの賃金引きあげ | 1件 | 同情スト | 2件 |
| 夜勤手当の改善 | 1件 | その他 | 1件 |
| | | 計 | 76件 |

ここで注意すべきことは熟練、不熟練労働者別にみた場合、残業手当増額と時間短縮と、同情ストライキが主として不熟練労働者によってすすめられていることである。そして出来高給に対しては熟練労働者の根強い反対がみられることである。全体として賃金引きあげという要求のなかにおいて、かかる内容の相異を見逃がすわけにはゆかない。かくして 1889 年における熟練労働者の運動の昂揚と、その内容変化を機械職種の例においてもくみとることができよう。

VI

1889 年のイギリス労働組合運動は大不況期の一時的繁栄時の運動と考える。それはたんに大不況期の運動でもなく、またたんに繁栄時の運動でもなく、大不況期のもとの一時的繁栄時の運動であって、その故に運動の昂揚がみられたと考えてよい。

普通、1889 年のイギリス労働組合運動はロンドン・ドック・ストライキに集約されて考えられる。なるほどこの争議が代表するように従来未組織の不熟練労働者が、対資本との抵抗のため、いままでの賃金労働者の階層秩序を打破して自ら運動の担い手として抬頭し、新たな運動理念を提起することになって、この意味における両期的な意義を否定することはできない。しかし、1889 年の運動に、この側面を強調するあまり、従来のイギリス労働運動の伝統を担って

きた熟練労働者、クラフト・ユニオンの運動側面を考えないとすれば、1889年の運動の正しい実態の認識ではない。これら二側面においてとらえ、その上で運動の内容変化を考えねばならないであろう。

それらはいずれにしても、全体的には賃金をひきあげる経済的要求を中心課題として展開したものであり、その共通基盤の上に、不熟練労働者は時間短縮、さらには同情ストライキという階級連帯性にもとづく要求を、他方熟練労働者は、資本の賃労働に対する直接支配に抵抗し、一面熟練労働者を中心とする賃労働の階層秩序の動揺によって、自己の標準的労働諸条件が崩壊してゆく条件のもとで、いかに既得利益を保持してゆく要求を提起していったのである。したがって、熟練労働者、クラフト・ユニオンのこの期の運動はだんに繁栄時の運動のくり返しではなく、賃労働の構造変化にもとづいて熟練労働者自身が既存秩序に固執するという、自己矛盾の運動としてそれだけ運動に表面的な強化を伴ったとみるべきではないか。

かくて、大不況期のもとでイギリス労働運動の主体に漸次不熟練労働者の比重が増大していく過程にあって、1889年の運動は、不熟練労働者と熟練労働者、新組合と旧組合の運動の二側面が、一時的繁栄時の賃金ひきあげという共通条件をふまえながらも、それぞれ異った意味をもって昂揚し、その構造的な移行が表面化して急速にすすんだ年とみるべきであろう。